

議案第４９号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４９号大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の２ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正及び令和６年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定している市の条例を改正するものであります。

資料の３ページをお願いします。

次に、改正の内容についてですが、改正内容の１点目は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直しになります。利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定等の保育内容支援に係

る連携協力について、従前は連携協力を行う保育所、認定こども園または幼稚園を確保しなければならないとされていたものを、連携施設の確保が困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保した上で、両者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられている場合に、連携施設を確保しないことができることとするものです。

資料の 4 ページをお願いします。

代替保育に係る連携協力について、従前は保育所、認定こども園または幼稚園が家庭的保育事業者等に代わって代替保育を実施しますが、連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が代替保育提供者を適切に確保した上で、両者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられている場合に、連携施設を確保しないことができることとするものとされていたものを、代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なお当該者の確保が著しく困難である場合は当該規定を適用しないことができることとするものです。

資料の 5 ページをお願いします。

2 点目は、「栄養士」の配慮等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加するものです。

3 点目は、連携施設経過措置の延長になります。家庭的保育事業における連携施設に関する経過措置として、子ども・子育て支援法の施行の日(平成 27 年 4 月 1 日から施行)から起算して 10 年を経過する日までの間においては連携施設を確保しないことができるとの定めがあり、当該規定が 15 年に延長されます。

対象施設については、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、小規模保育事業所 C 型、家庭的保育室がそれぞれ対象となります。

資料の 6 ページから 13 ページにかけて、条例の改正箇所について記載をしております。

資料の 14 ページをお願いします。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。